

改正

定 款

社会福祉法人 恵庭光風会

2025.01.31

社会福祉法人 恵庭光風会 定 款

昭和54年07月01日	認	可
昭和54年09月03日	一部変更認	可
昭和56年03月11日	全	上
昭和57年08月19日	全	上
昭和58年11月14日	全	上
昭和61年06月05日	全	上
平成 元年08月31日	全	上
平成 3年09月11日	全	上
平成 5年04月27日	全	上
平成 6年02月02日	全	上
平成 6年12月26日	全	上
平成 8年11月12日	全	上
平成 9年09月30日	全	上
平成11年04月15日	全	上
平成13年12月28日	全	上
平成14年11月14日	全	上
平成15年06月16日	全	上
平成15年11月19日	全	上
平成17年04月01日	全	上
平成18年10月30日	全	上
平成19年02月26日	全	上
平成19年04月26日	全	上
平成19年06月04日	全	上
平成22年03月09日	全	上
平成22年04月07日	全	上
平成23年04月14日	全	上
平成24年02月09日	全	上
平成24年04月10日	全	上
平成24年10月22日	全	上
平成27年06月07日	全	上
平成28年03月31日	全	上
平成28年11月11日	全	上
平成29年04月01日	全	上
平成29年08月08日	全	上

令和07年01月31日 全 上

第一章 総 則

（目 的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1） 第一種社会福祉事業

（イ） 障害者支援施設の経営

（2） 第二種社会福祉事業

（イ） 障害福祉サービス事業の経営

（ロ） 一般相談支援事業の経営

（ハ） 特定相談支援事業の経営

（ニ） 障害児相談支援事業の経営

（ホ） 障害児通所支援事業の経営

（ヘ） 移動支援事業の経営

（名 称）

第2条 この法人は、社会福祉法人恵庭光風会という。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、住民や社会福祉関係者とともに、地域の生活課題、福祉課題に取り組み、障がいにより支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

（事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を、北海道恵庭市に置く。

第二章 評議員

（評議員の定数）

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名が出席し、かつ、外部委員1名が賛成することを要する。

（評議員の任期）

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第8条 評議員の報酬は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第三章 評議員会

（構成）

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

(権 限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第14条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第15条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を常務理事とする。

4 前項の常務理事をもって社会福祉法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び常務理事は、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（役員の任期）

第21条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（役員の報酬等）

第23条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

（責任の免除）

第24条 理事又は監事が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の二十第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

（責任限定契約）

第25条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、社会福祉法第45条の二十第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

（職 員）

第26条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

（構 成）

第27条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権 限）

第28条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第32条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第19条3項の規定による報告には適用しない。

(議 長)

第33条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 理事長が欠席した場合は、出席した理事全員及び監事が議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第 35 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現 金 5,000,000 円

(2) 土 地

イ 北海道恵庭市牧場 219 番 4 所在の障害者支援施設恵庭光と風の里 1 筆 (33,748 m²)

ロ 北海道恵庭市牧場 220 番 1 所在の障害者支援施設恵庭光と風の里 1 筆 (2,344.42 m²)

- ハ 北海道恵庭市新町 30 番 3 所在の地域サポートセンターすとリーむ 1 筆 (690.69 m²)
- ニ 北海道恵庭市駒場町 3 丁目 8 6 6 番 6 1 筆 (2521.38 m²)
- ホ 北海道恵庭市駒場町 3 丁目 8 6 7 番 1 筆 (4817.78 m²)
- ヘ 北海道恵庭市駒場町 4 丁目 1 0 0 0 番 2 1 筆 (96.26 m²)

(3) 建 物

- イ 北海道恵庭市牧場 219 番地 4・220 番地 1 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建、障害者支援施設恵庭光と風の里園舎、地域交流ホーム及び通所センター1 棟 (3,405.70 m²)
- ロ 北海道恵庭市牧場 219 番地 4・220 番地 1 所在の木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、職員住宅 1 棟 (83.43 m²)
- ハ 北海道恵庭市牧場 219 番地 4・220 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建、障害者支援施設恵庭光と風の里園舎 1 棟 (941.53 m²)
- ニ 北海道恵庭市牧場 219 番地 4・220 番地 1 所在の木造ガルバリウム鋼板葺平家建、渡廊下 1 棟 (90.66 m²)
- ホ 北海道恵庭市牧場 219 番地 4 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、農耕作業所 1 棟 (103.68 m²)
- ヘ 北海道恵庭市牧場 219 番地 4 所在の軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平建、印刷作業訓練棟 1 棟 (129.60 m²)
- ト 北海道恵庭市牧場 219 番地 4 所在の木造亜鉛メッキ鋼板 2 階建、赤い羽根ふれあいの館 1 棟 (115.83 m²)
- チ 北海道恵庭市牧場 219 番地 4 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、牧場作業所 1 棟 (414.72 m²)
- リ 北海道恵庭市牧場 219 番地 4 所在の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、多目的作業所 1 棟 (144.70 m²)
- ヌ 北海道恵庭市牧場 219 番地 4 所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建、創作作業所 1 棟 (105.99 m²)
- ル 北海道恵庭市新町 30 番 3 所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺 3 階建、地域サポートセンターすとリーむ 1 棟(1,165.77 m²)

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 36 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員の承認を得て、恵庭市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、恵庭市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第37条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第38条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告

- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第40条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第41条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第42条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 解 散

(解 散)

第43条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第45条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、恵庭市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を恵庭市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、社会福祉法人恵庭光風会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第47条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

第48条 この法人に、委員会を置くことができる。委員会に関する細則は、理事会の議決を得て定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行なうものとする。

社会福祉法人恵庭光風会 設立当初における役員名簿

理 事 長	玉 川	進
理 事	川 端	盛 康
理 事	斉 藤	一 四
理 事	小 町	憲 司
理 事	島 田	英 雄
理 事	野 村	幸 雄
理 事	渡 辺	幹 夫
理 事	桜 田	雅 美
理 事	国府田	稔
監 事	鈴 木	正 一
監 事	大 川	健 一